

神奈川県ライトセンター条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県ライトセンター条例施行規則（昭和49年神奈川県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「図る」の次に「とともに、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者等の利用に供する」を加える。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 体育施設 午前10時から午後5時まで

第4条第1項第3号を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。